

1. 相談種別と内容 ****

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談、不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

(1) 相談種別

種 別		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を停止・喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 が い 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等 相談	構音障がい、きつ音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞等を有する児童等に関する相談 （言葉の遅れの原因が知的障がい、発達障がい、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がい児に関する相談
	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談
触法行為等相談		触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。）

Ⅱ 相談業務

種 別		内 容
育 成 相 談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

（２）相 談 細 目

相談種別	細 目	内 容
養 護	父家出	父の家出により、養護事情が生じたもの
	母家出	母の家出により、養護事情が生じたもの
	離婚	父母離婚により、養護事情が生じたもの
	死亡	保護者の死亡により、養護事情が生じたもの
	父母傷病	父母の傷病により、養護事情が生じたもの
	家族傷病	家族の傷病で保護者がその看護（入院付添い等）にあるため養護事情が生じたもの
	受刑・こう留	保護者の受刑服役又はこう留により、養護事情が生じたもの
	心身障がい	保護者が身体障がい、知的障がい、又は精神疾患のため養護事情が生じたもの
	就労	保護者の就労により、養護事情が生じたもの
	家庭不和	家族間の葛藤が主因で養護事情が生じたもの
	置き去り	保護者が子を病院、親族、知人宅、保育所等に預けたまま行方をくらまし、要保護性が生じたもの
	棄児	棄児として発見、保護されたもの
	虐待	保護者から身体的暴行、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせられたと認められるもの、ないしは著しい心理的外傷が与えられたと認められたもの、著しい放任・非教育的養育環境が認められたもの
	養育拒否	保護者の養育拒否感情が基底に有り、養育困難としているもの
	監護不適當	保護者等の責任能力、性格上の問題等で養育が適當でないもの
	迷児	迷児として保護されたもの
	未婚の母	未婚の母が出産した児童の養育に関する相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
養 護	出産	母の出産という事情の発生により、養護事情が生じたもの
	養子縁組	児童の養子縁組に関するもの（家庭裁判所からの調査嘱託を含む。ただし里親申出等は含まない。）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の児童の養育に関する相談
保 健		虚弱児、肥満又は疾患を有する児童についての相談
肢体 不自由	施設対象	医療型障害児入所施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	医療型障害児入所施設に本入院となるもの（待機を含む）
	親子入院	医療型障害児入所施設に親子入院となるもの（ ” ）
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	その他	上記以外の肢体不自由相談
視聴覚 障がい	視覚障がい	盲、弱視、色盲など視覚障がいに関する相談
	聴覚障がい	ろう、難聴など聴覚障がいに関する相談
言語発達障 がい等	入所中経過	施設入所中の再判定
	言語障がい	啞、吃音、構音障がい、失語等言語障がいに関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の言語発達障がい等相談
重症心身 障がい	施設対象	重症心身障害児施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	本入院となるもの（ ” ）
	親子入院	親子入院となるもの（ ” ）
	訪問	重症心身障がい訪問対象（訪問実施、訪問待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	援護	障害福祉サービス利用が適当と認められ、保健福祉部に通知するもの
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	その他	上記以外の重症心身障がい相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
知的 障がい	施設対象	障害児入所施設（北海道立子ども総合医療・療育センター親子入院除く）入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	療育手帳、特別児童扶養手当、福祉手当、幼稚園・障がい児保育園等の申請にかかる判定を求めるもの
	親子入院	親子入院となるもの（入所又は待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の知的障がい相談
発達 障がい	施設対象	障害児入所施設入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満 15 歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	その他の発達障がい相談
ぐ犯行為等	持出	自宅からの金品持ち出しに関する相談
	家出・無外・浮浪	家出、無断外出、外泊、浮浪徘徊に関する相談
	乱暴・反抗	乱暴な行為、保護者や教師への不服従、反抗に関する相談
	性的問題	不純異性交遊、性的悪戯等、性的な問題行為に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火・ろう火・失火に関する相談
	薬物乱用	シンナー吸引、睡眠薬等の乱用に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	その他触法行為には至らない不良な素行に関する相談
触法行為等	窃盗	窃盗に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火、ろう火、失火に関する相談
	薬物乱用	覚醒剤、違法薬物等の乱用に関する相談
	性的問題	卑猥行為、強制性交等、性的な問題行為に関する相談

Ⅱ 相談業務

相談種別	細 目	内 容
触法行為等	凶暴・傷害・恐喝	他者への暴行、傷害、恐喝に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の触法行為に関する相談
性格行動	精神身体的問題	頭痛、腹痛、チック、脱毛、遺尿、夜尿等、身体症状として現れるもの
	行動上の問題	非行に付随しない家庭内暴力、習癖（身体を習慣的にいじる抜毛、緘黙、爪かみ、かんしゃく等行動上に現われるもの）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外で児童の人格の発達上問題となる性格に関する相談
不登校	不登校	不登校及び登園拒否（幼児）の原因が、自我形成の未熟などで神経症状を呈し、心因性と考えられるもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	低劣な養育環境もしくは、教育環境に起因して不登校が習慣化していると考えられるもの
適性	適性	進路選択等、進路適性に関する相談（障がいにかかるものは除く）
	その他	上記以外で主として心理検査を要望する相談
育児・しつけ	育児	育児に関する諸問題の相談
	その他	上記以外のしつけ相談
その他	友人関係	交友関係、友達との間のトラブル等に関するもの
	学習関係	宿題、勉強、成績等に関するもの（就学・適性に関するものは除く）
	家族関係	親子関係、同胞関係に関するもの
	学校関係	先生との関係、部活・校則、体罰等学校全般に関するもの
	男女交際	異性との付き合い、恋愛等に関するもの
	性・身体	性（身体）的関心、興味に関するもの（保健相談に関するものは除く）
	その他	上記相談種別のいずれにも該当しない相談



3. 相談受理の状況 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

(1) 相談種別受理状況

表1は、過去5年間の相談種別受理件数を表したものである。

令和5年度の受理状況の内訳としては、「養護相談」が4,407件(51.5%)と最も多く、次に「障がい相談」2,707件(31.6%)、「育成相談」307件(3.6%)、「非行相談」が105件(1.2%)と続いている。

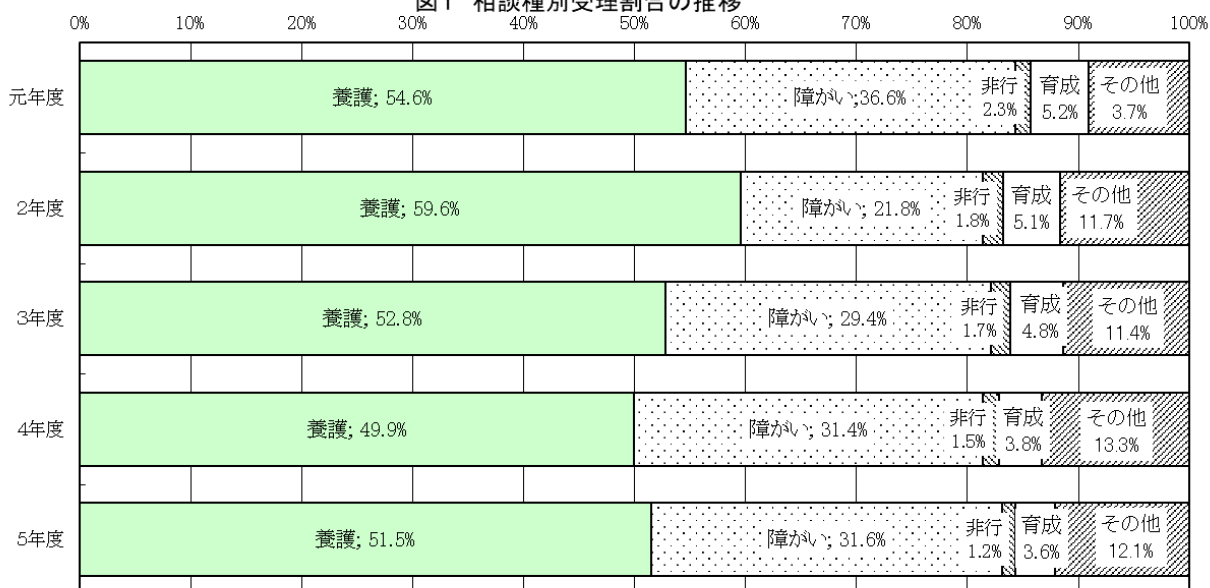
なお、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で療育手帳の更新手続きが１年間延長可能となったため、例年に比べて知的障がい相談が減少している。また、令和４年度以降は、当該年度中の取り扱い開始及び支援内容の変更分のみ計上しており、前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。

表 1 相談種別受理件数(推移)

(单位:件)

種別 年度	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 （ 再 掲 ）	保 健 相 談	障　　が　　い　　相　　談							非行相談			育成相談						そ の 他 の 相 談	合 計
				肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	小 計			
元年度	4,615	2,401	1	285	2	42	43	1,775	367	2,514	82	38	120	367	55	0	14	436	767	8,453	
2年度	5,038	2,562	1	245	1	10	36	1,179	375	1,846	116	36	152	378	36	0	18	432	987	8,456	
3年度	4,580	2,402	0	225	0	7	34	1,786	494	2,546	91	54	145	357	41	1	14	413	988	8,672	
4年度	4,168	2,229	1	287	0	2	31	1,815	486	2,621	79	47	126	271	36	1	10	318	1,113	8,347	
5年度	4,407	2,627	0	268	0	0	34	2,028	377	2,707	62	43	105	274	22	0	11	307	1,033	8,559	

図1 相談種別受理割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

Ⅱ 相談業務

(2) 年齢別受理状況

年齢別受理件数を見ると、近年は児童の面前DVによる警察からの通告数が増加し、乳幼児から小学生まで低年齢層の占める割合が多い。

図2 年齢別受理の状況

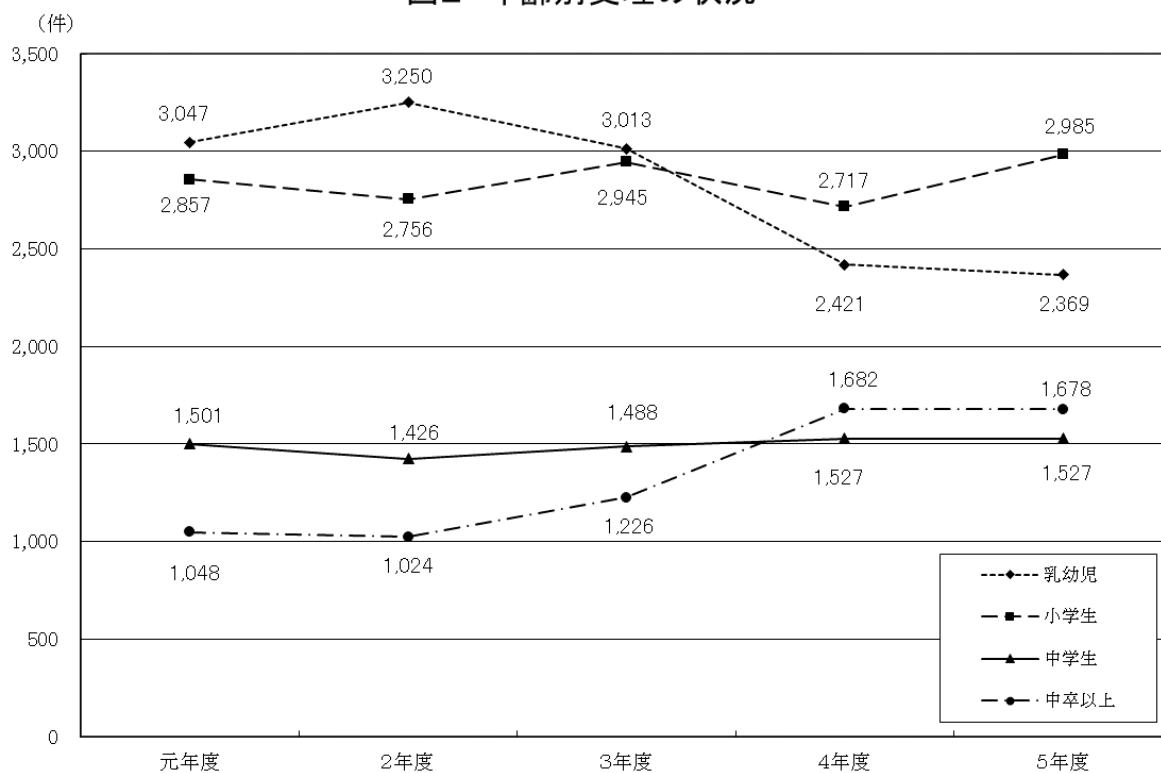


表2 年齢別受理件数(推移)

区分 年度	0 ～ 5 歳			6 ～ 11 歳			12 ～ 14 歳			15 歳 以 上			計		
	乳 幼 児			小 学 生			中 学 生			中 卒 以 上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
元年度	1,738	1,309	3,047	1,703	1,154	2,857	891	610	1,501	576	472	1,048	4,908	3,545	8,453
2 年度	1,871	1,379	3,250	1,569	1,187	2,756	832	594	1,426	499	525	1,024	4,771	3,685	8,456
3 年度	1,722	1,291	3,013	1,712	1,233	2,945	862	626	1,488	642	584	1,226	4,938	3,734	8,672
4 年度	1,338	1,083	2,421	1,585	1,132	2,717	901	626	1,527	894	788	1,682	4,718	3,629	8,347
5年度	1,353	1,016	2,369	1,809	1,176	2,985	883	644	1,527	901	777	1,678	4,946	3,613	8,559

(3) 区別相談受理の概況

令和4年度と5年度の比較では白石区の受理件数の伸びが最も大きく、次いで清田区、厚別区、中央区の順となっている。

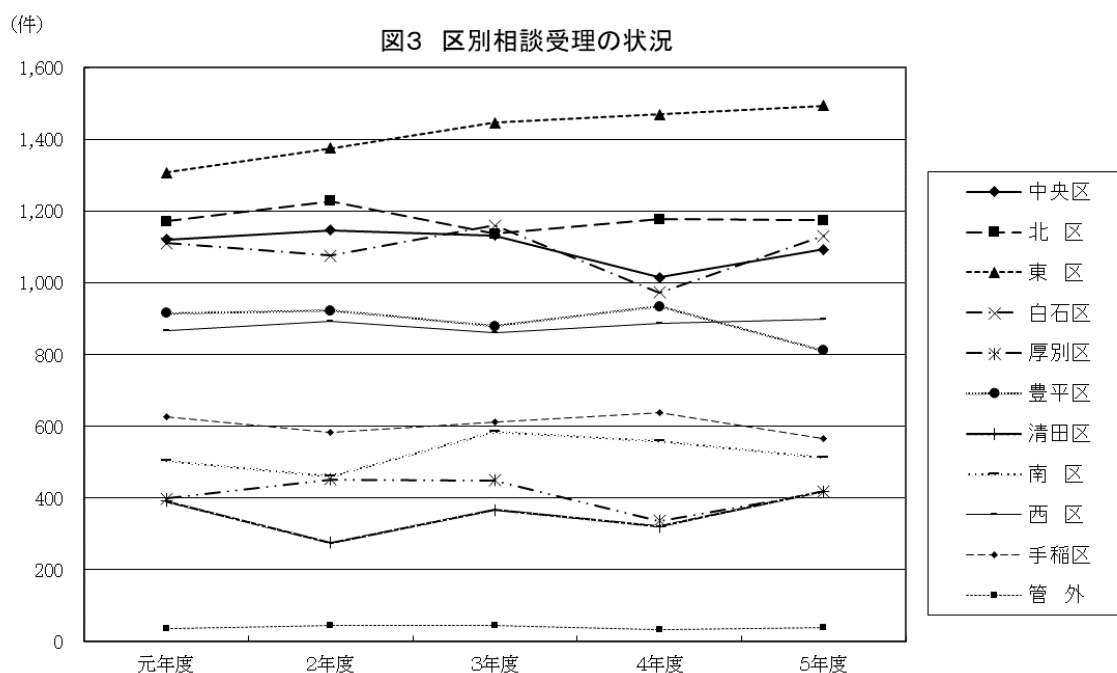


表3 区別相談受理件数(推移)

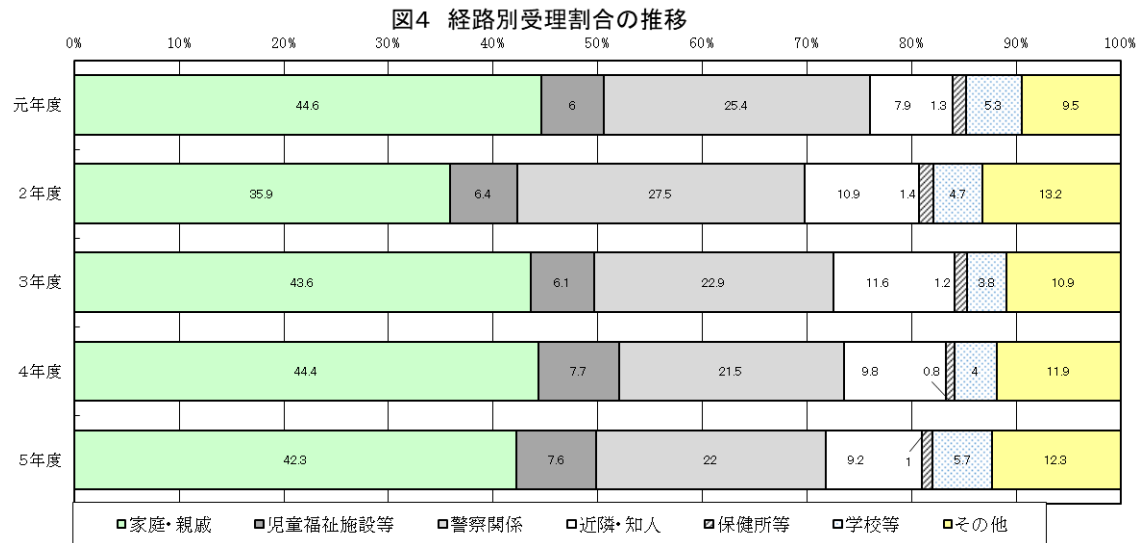
(単位:件)

区別 年度	中央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区	管 外 等	計	(再掲) 新規受 理
元年度	1,121	1,171	1,307	1,111	398	916	392	505	867	628	37	8,453	3,534
2年度	1,147	1,228	1,375	1,076	452	923	275	461	892	582	45	8,456	3,584
3年度	1,133	1,137	1,446	1,160	449	879	367	585	860	612	44	8,672	3,128
4年度	1,016	1,177	1,470	973	337	934	321	560	888	637	34	8,347	3,097
5年度	1,093	1,175	1,495	1,131	418	811	419	513	900	566	38	8,559	3,211

Ⅱ 相談業務

(4) 経路別受理状況

相談経路別では、「家庭・親戚・保護者」からの相談が3,619件(42.3%)と最も多い。次いで「警察等」1,879件(22.0%)、「近隣・知人」785件(9.2%)、「児童福祉施設・指定医療機関等」652件(7.6%)の順となっている(その他等を除く)。



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表4 経路別受理件数(推移)

(単位:件)

経路別 年度	都 道 府 県 市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	家庭・親戚	近隣・知人	児童本人	その他の	合計
	福祉事務所・児童相談所	児童委員	保健センター	その他					保健所	医療機関	学校	幼稚園・教育委員会等						
元年度	275	0	87	49	508	12	2,148	4	1	107	418	33	175	3,771	667	54	144	8,453
2年度	520	0	124	23	539	10	2,323	4	1	117	379	17	197	3,038	922	74	168	8,456
3年度	334	0	122	47	526	7	1,988	8	1	103	320	8	190	3,778	1,003	78	159	8,672
4年度	363	4	162	30	642	5	1,793	1	0	63	303	30	198	3,706	817	100	130	8,347
5年度	323	0	273	32	652	10	1,879	2	0	87	468	16	209	3,619	785	73	131	8,559
男	181	0	152	16	362	7	994	0	0	41	225	10	114	2,318	418	27	81	4,946
女	142	0	121	16	290	3	885	2	0	46	243	6	95	1,301	367	46	50	3,613

(5) 相談細目別受理状況

ア 養護相談

養護相談は4,407件と前年度より369件減少している。養護相談全体に占める「児童虐待」(表中の「虐待」・「養育拒否」・「監護不適當」・「置き去り」・「棄児」をいう。)の割合は59.6%(2,627件)と、全体の半数以上を占めている。

表5-1 養護相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	養 護 相 談											
	父 家 出	母 家 出	父 母 離 婚	父 母 死 亡	父 母 傷 病 含 む 入 院	家 族 傷 病 含 む 入 院	父 母 受 刑 ・ 拘 留	父 母 心 身 障 が い	父 母 就 労	家 庭 不 和	置 き 去 り	棄 児
元年度	0	8	12	7	155	6	34	15	21	188	2	0
2年度	1	3	1	11	186	6	24	8	20	185	2	0
3年度	2	0	9	5	192	10	16	29	22	209	3	0
4年度	0	6	6	16	167	3	14	22	29	213	4	0
5年度	0	0	0	14	133	6	1	8	5	151	0	0

種別 年度	養 護 相 談								計
	虐 待	養 育 拒 否	監 護 不 適 当	迷 児	未 婚 の 母	出 産	そ の 他	入 所 中 経 過	
元年度	2,107	44	248	0	30	11	1,111	616	4,615
2年度	2,313	47	200	0	24	33	1,296	678	5,038
3年度	2,214	43	142	0	19	18	995	652	4,580
4年度	2,064	39	122	1	27	14	721	700	4,168
5年度	2,459	56	112	0	31	13	766	650	4,407

Ⅱ 相談業務

イ 障がい相談

障がい相談の受理件数は、令和5年度は2,707件であった。

障がい相談に占める割合は、「知的障がい相談」が2,028件（74.9%）と最も多く、次いで「発達障がい等相談」377件（13.9%）、「肢体不自由相談」268件（9.9%）となっている。

表5－2 障がい相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	肢体不自由相談														
	本 入 院	親 子 入 院	通 園	筋 萎 縮 症	療 護	援 護	手 帳 ・ 諸 手 当	障 が い サ ー ビ ス	施 設 対 象	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	168	98	0	0	0	1	11	2	2	0	0	0	0	3	285
2年度	139	87	0	0	0	2	6	6	5	0	0	0	0	0	245
3年度	103	109	0	0	0	1	2	8	2	0	0	0	0	0	225
4年度	140	139	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	0	1	287
5年度	129	128	0	0	0	1	2	5	3	0	0	0	0	0	268

種別 年度	視 聴 覚 障 が い 相 談				言 語 発 達 障 が い 等 相 談								
	視 覚 障 が い	聴 覚 障 が い	入 所 中 経 過	小 計	発 達	言 語 障 が い	通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	2	0	0	2	0	2	0	30	2	0	0	8	42
2年度	1	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	3	10
3年度	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7
4年度	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※障がい相談については次頁に続く

Ⅱ 相談業務

種別 年度	重症心身障がい相談													
	施設 対象	本 入 院	親 子 入 院	援 護	障 が い サ ー ビ ス	通 園	訪 問	手 帳 ・ 諸 手 当	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	12	1	0	0	16	0	0	9	0	0	0	0	5	43
2年度	20	0	0	0	11	0	0	3	0	0	0	0	2	36
3年度	13	1	0	1	14	0	0	4	0	0	0	0	1	34
4年度	13	0	0	0	9	0	0	7	0	0	0	0	1	31
5年度	16	0	0	0	8	0	0	7	0	1	0	0	2	34

種別 年度	知的障がい相談													
	施設 対象	〃 (重 度)	発 達	通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	援 護	障 が い サ ー ビ ス	親 子 入 院	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計
元年度	22	0	20	0	1,620	36	61	3	0	6	0	0	7	1,775
2年度	35	0	18	0	1,006	35	74	0	0	2	0	0	9	1,179
3年度	31	0	8	0	1,632	28	74	2	0	7	0	0	4	1,786
4年度	34	0	9	0	1,657	44	58	1	0	4	0	0	8	1,815
5年度	30	0	11	0	1,838	55	86	0	0	4	0	0	4	2,028

種別 年度	発達障がい相談													計
	施設 対象	〃 (重 度)	通 園	発 達	手 帳 ・ 諸 手 当	援 護	障 が い サ ー ビ ス	中 卒 進 路	入 所 中 経 過	経 過 観 察	短 期 療 育	そ の 他	小 計	
元年度	1	0	0	77	141	0	141	0	6	0	0	9	375	2,522
2年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	1,965
3年度	2	0	0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	2,546
4年度	0	0	0	72	210	1	184	0	10	0	0	9	486	2,621
5年度	1	0	0	71	152	2	140	0	0	0	0	11	377	2,707

Ⅱ 相談業務

ウ 非行相談

「ぐ犯行為等相談」のうち最も多いのは「家出・無断外泊・浮浪」(31 件)で、次いで「乱暴・反抗」が16件と続く。「触法行為等相談」では「窃盗」を主訴とする相談が最も多く、17件となっている。

表5-3 非行相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	ぐ犯行為等相談								
	虚言・持出	家出・無外・浮浪	乱暴・反抗	性的問題	放火・ろう火・失火	怠学	その他	入所中経過	小計
元年度	5	39	9	12	0	0	9	8	82
2年度	12	52	26	13	0	0	6	7	116
3年度	8	54	15	5	0	0	4	5	91
4年度	6	39	16	10	1	0	3	4	79
5年度	1	31	16	7	0	0	6	1	62

種別 年度	触法行為等相談								計
	窃盗	放火・ろう火・失火	シンナー・ボンド	凶暴・傷害・恐喝	性的問題	その他	入所中経過	小計	
元年度	23	1	0	4	8	1	1	38	120
2年度	15	0	0	11	6	3	1	36	152
3年度	21	3	0	9	8	10	3	54	145
4年度	24	1	0	8	6	6	2	47	126
5年度	17	2	0	10	7	6	1	43	105

エ 育成相談

細目別に見ると、「性格行動相談」が最も多く、なかでも「行動上の問題」が252件であり、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなどの対人関係の問題や、家庭内暴力などの問題を抱える子どもが多い。これらの相談の子どもの中には、発達障がいの傾向が見受けられる場合もある。

表5-4 育成相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	性 格 行 動 相 談					不 登 校 相 談				適性相談					
	精神身体的問題	行動上の問題	その他	入所中経過	小計	不登校	その他	入所中経過	小計	進路相談	学業不振	適性	その他	入所中経過	小計
元年度	7	301	8	51	367	53	1	1	55	0	0	0	0	0	0
2年度	11	330	10	27	378	34	2	0	36	0	0	0	0	0	0
3年度	12	311	4	30	357	37	3	1	41	0	0	1	0	0	1
4年度	9	248	7	7	271	34	2	0	36	0	0	1	0	0	1
5年度	8	252	5	9	274	22	0	0	22	0	0	0	0	0	0

種別 年度	育 児 ・ し つ け 相 談					計
	育児	経過観察	その他	入所中経過	小計	
元年度	14	0	0	0	14	436
2年度	12	0	6	0	18	432
3年度	14	0	0	0	14	413
4年度	9	0	1	0	10	318
5年度	11	0	0	0	11	307

札幌市児童相談所における令和5年度の児童虐待認定件数は2,627件で、前年度（2,229件）に比べて17.8%増加している。

虐待の内容別では、令和5年度は心理的虐待が最も多く、全体の51.4%を占める。以下、身体的虐待25.2%、ネグレクト21.9%、性的虐待1.5%となっており、内容別構成比は前年度に引き続き、心理的虐待が突出している。

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

年度	身体的	性的	ネグレクト	心理的
3年度	505	25	543	1,329
4年度	520	24	444	1,241
5年度	663	39	576	1,349

理由 (Reason)	件数 (Number of Cases)	割合 (Percentage)
心理的 (Psychological)	1,349件	51.4%
身体的 (Physical)	663件	25.2%
ネグレクト (Neglect)	576件	21.9%
性的 (Sexual)	39件	1.5%

(2) 主な虐待者

令和5年度は前年度と比較して、実母による虐待の占める割合が増加している。

(単位：人)

	父		母		その他	合 計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
3 年度	1042 39.7%	215 8.2%	1072 40.8%	14 0.5%	59 2.2%	2,402 100%
4 年度	1,037 39.5%	200 7.6%	924 35.2%	8 0.3%	60 2.3%	2,229 100%
5 年度	1,060 40.4%	228 8.7%	1,266 48.2%	17 0.6%	56 2.1%	2,627 100%

※増数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図3 主な虐待者内訳(5年度)

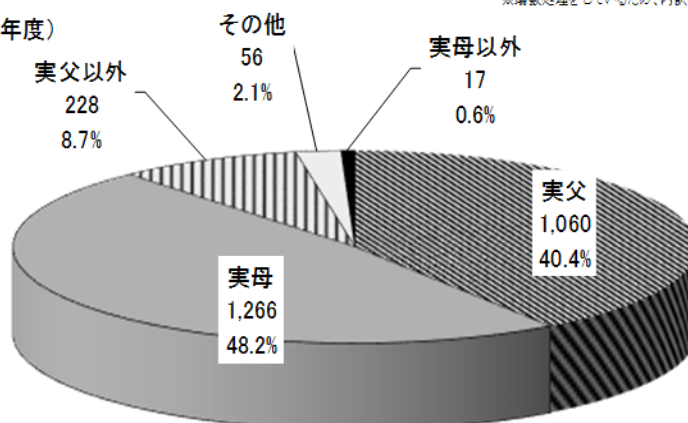
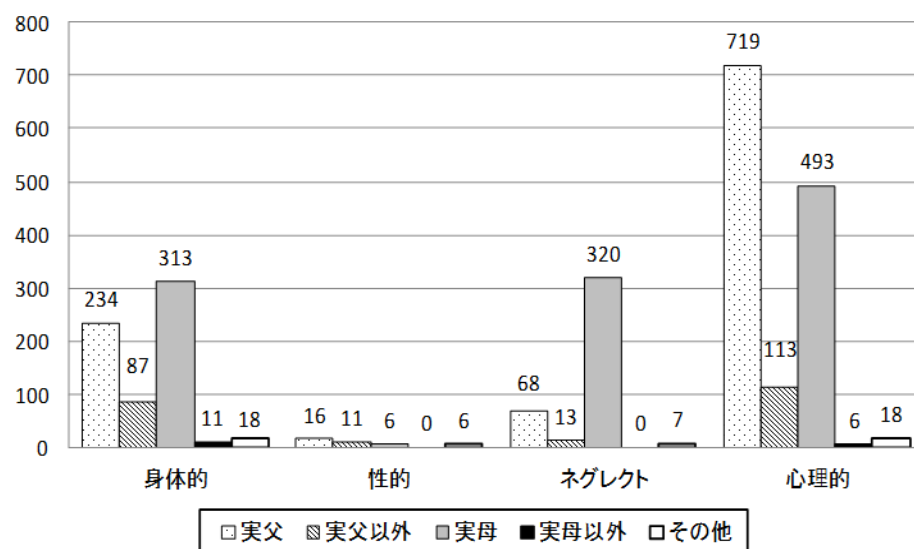


図4 主たる虐待者と虐待種別内訳(5年度)



主たる虐待者別に令和5年度の虐待種別をみると、心理的虐待は実父によるものが719件と最も多く、ネグレクトは実母によるものが320件と最も多かった。

Ⅱ 相談業務

(3) 被虐待児の年齢構成

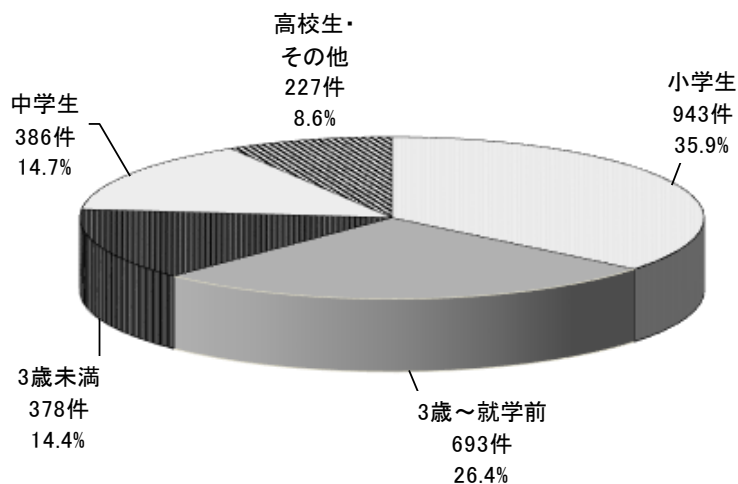
「小学生」の割合が最も高くなっているが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計した未就学児の件数は多くなっており、引き続き未就学児童の割合が4割を超えている。

(単位：人)

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
3年度	411 15.6%	578 22.0%	873 33.2%	363 13.8%	177 6.7%	2,402 100%
4年度	340 12.9%	602 22.9%	754 28.7%	331 12.6%	202 7.7%	2,229 100%
5年度	378 14.4%	693 26.4%	943 35.9%	386 14.7%	227 8.6%	2,627 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図5 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳(5年度)



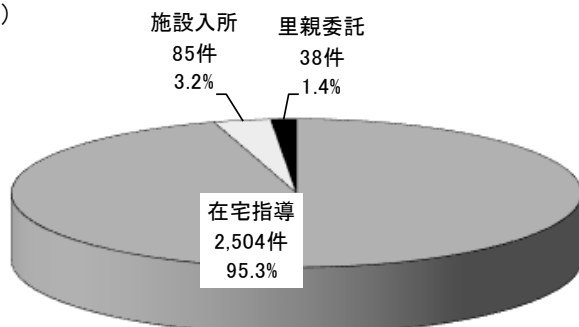
(4) 処遇種別

令和5年度の処遇別では、在宅指導が2,504件と最も多い。在宅指導には児童福祉司指導、継続指導、助言指導等が含まれる。

(単位：人)

	在宅指導	施設入所	里親委託	合 計	左記処遇のうち、一時保護所入所者数(内委託分)
3年度	2,308	75	19	2,402	328(167)
4年度	2,166	37	26	2,229	360(188)
5年度	2,504	85	38	2,627	388(209)

図6 処遇種別内訳(5年度)



(5) 通告・相談経路別認定件数

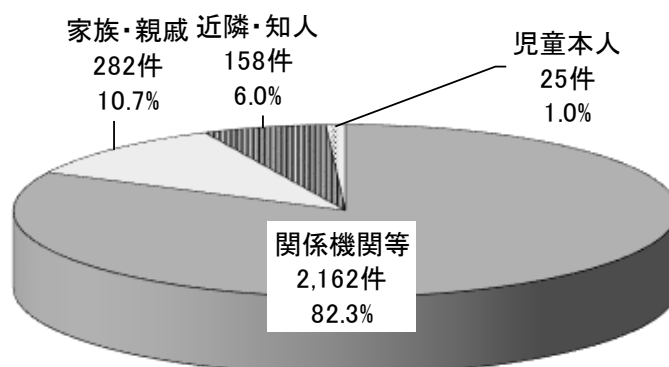
通告・相談経路別では、警察をはじめとする関係機関からを経路とするものが最も多く、全体の8割以上を占めている。

(単位：人)

			3 年度	割合	4 年度	割合	5 年度	割合
家族	虐待者 本人	父親	24	1.0%	32	1.2%	28	1.1%
		母親	204	8.9%	150	5.7%	132	5.0%
		その他	2	0.1%	1	0.0%	2	0.1%
	虐待者 以外	父親	11	0.4%	12	0.5%	24	0.9%
		母親	43	1.9%	48	1.8%	34	1.3%
		その他	18	0.8%	12	0.5%	28	1.1%
親 戚		13	0.6%	30	1.1%	34	1.3%	
児 童 本 人		23	1.0%	32	1.2%	25	1.0%	
近 隣・知 人		141	6.2%	113	4.3%	158	6.0%	
関係機関等	福祉事務所・児童委員等		100	4.4%	107	4.1%	110	4.2%
	保健センター		30	1.3%	41	1.6%	67	2.6%
	保育所・児童福祉施設等		30	1.3%	69	2.6%	116	4.4%
	医療機関等		49	2.1%	15	0.6%	42	1.6%
	学 校 等		193	8.4%	124	4.7%	291	11.1%
	警 察		1,469	64.3%	1,388	52.8%	1,485	56.5%
	そ の 他		52	2.3%	55	2.1%	51	1.9%
合 計		2,402	105%	2,229	85%	2,627	100%	

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図7 通告・相談経路別認定内訳(5年度)



Ⅱ 相談業務

(6) 児童虐待の通告受付件数

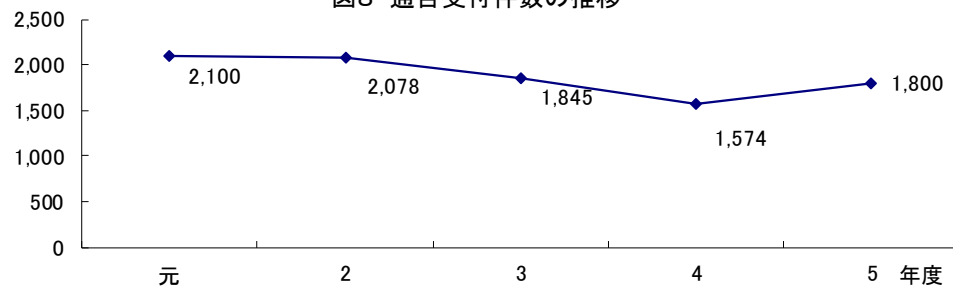
ア 通告受付件数

令和5年度における通告受付件数は1,800件であり、前年度からやや増加した。

(単位：世帯)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通告件数（世帯数）	2,100	2,078	1,845	1,574	1,800
増減率	-	▲1.0%	▲11.2%	▲14.7%	14.4%
通告のうち虐待認定（件）	1,014	1,163	1,050	855	1,107
参考 通告件数（児童数）	2,510	3,150	2,668	2,280	2,702

図8 通告受付件数の推移



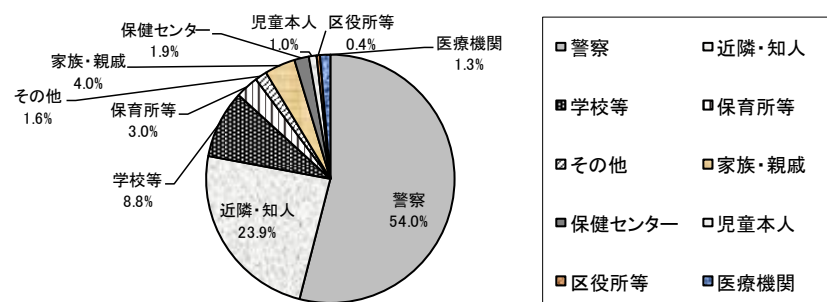
イ 通告経路

通告経路は、令和5年度は警察からのものが972件と最も多く、次に近隣・知人からのものが431件である。この2つの経路で全通告の8割近くを占めている。

(単位：世帯)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家 族	父	29	13	12	8	19
	母	18	10	15	11	16
	その他	9	1	4	6	4
親戚		29	30	22	14	33
児童本人		14	21	20	17	18
近隣・知人		598	567	564	412	431
区役所・児童委員等		19	44	22	14	8
保健センター		8	4	8	24	34
保育所・児童福祉施設等		22	33	35	47	54
医療機関		28	28	23	10	24
学校等		107	83	119	68	159
警察		1150	1187	958	902	972
その他		69	57	43	41	28
合 計		2,100	2,078	1,845	1,574	1,800

図9 児童虐待通告経路内訳(5年度)



(7) 子ども安心ホットラインの運営状況

平成 23 年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設した。夜間・休日は専門の電話相談員が常駐するなど、365 日 24 時間体制で運用している。

ア 相談状況（相談種別内訳）

令和 5 年度中に電話相談員が対応した相談件数は、2,942 件。うち、「その他相談」を除いた件数は 1,670 件である。

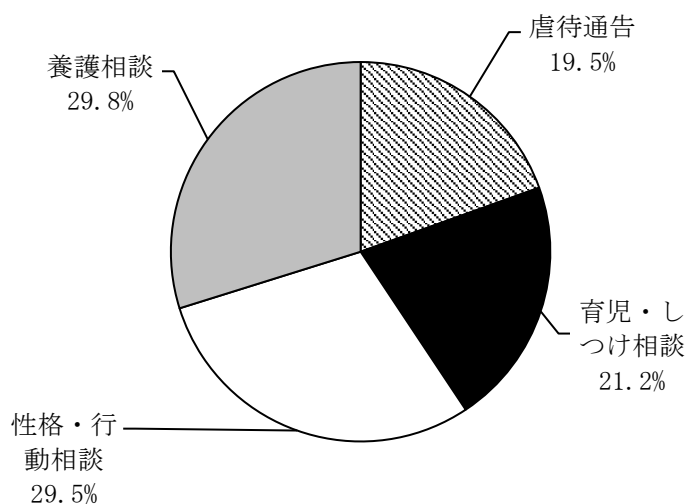
（単位：件）

虐待通告	育児・しつけ	性格・行動	養護相談	その他	合計
326	353	493	498	1,272	2,942

図 10 は、相談種別のうち、問合せ、苦情、子ども以外の相談等が大半を占める「その他（1,272 件）」を除く相談件数 1,670 件の内訳。

最も多いのは「養護相談」の 498 件であり、全体の 29.8%を占めている。

図10 「相談種別」の内訳（令和5年度）



イ 曜日別内訳

1 週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	219	222	204	195	223	314	293

※その他を除いた相談種別の内訳

ウ 時間帯別内訳

日中時間帯（8 時～16 時）以外で 1,286 件対応しており、児童相談所の閉庁時間に多くの相談が入っている。

時間帯	0 時～4 時	4 時～8 時	8 時～12 時	12 時～16 時	16 時～20 時	20 時～24 時
件数	94	89	197	187	560	543

※その他を除いた相談種別の内訳

Ⅱ 相談業務

(8) 児童虐待対応業務の状況

ア 児童虐待の相談・対応体制の強化

(ア) 令和元年 10 月に、新たに緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置し、緊急対応担当課を設置。従来、相談判定一課及び二課に配置していた児童虐待通告に係る初期対応業務を担当する職員を緊急対応担当課に集約した。令和 2 年度には、調査担当係長 1 名及び児童福祉司等 7 名を増員するとともに、休日夜間児童虐待対応支援員 7 名を任用した。

令和 4 年度はさらに、係長職 1 名及び児童福祉司等 2 名を増員し、休日及び夜間の児童虐待通告に係る初期対応の体制を整備した。

(イ) 原則、通告から 48 時間以内に児童の安全を確認するため、児童家庭支援センターにも初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持している。令和 2 年度から市内 1 か所の児童家庭支援センターに業務を委託し、児童相談所だけでは対応できない場合の安全確認を行った。

(ウ) 平成 23 年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を開設した。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐(平成 27 年度までは 5 名、平成 28 年度は 7 名、平成 29 年度から 9 名体制、令和 2 年度から 11 名体制)して 365 日 24 時間体制で運用している。

(エ) 従来から児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施、また、平成 17 年度以降、「機中八策」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を導入しケア強化を図っている。

イ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

(ア) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成 20 年 3 月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会(平成 21 年 11 月までは「札幌市子どもを守るネットワーク会議」の名称)を設置し、令和 6 年 4 月現在、50 機関・団体で構成。また、設置に先がけ、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、平成 19 年 10 月から概ね年 3 回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している(平成 23 年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更)。

(イ) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成 21 年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議等を通じて関係機関との連携を図っている。

(ウ) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

新規登録者(研修の受講者)は、令和 6 年 3 月末現在で 20,684 名に上っている。

ウ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

児童虐待防止推進月間(毎年 11 月)を中心に普及啓発活動を行っている。

(ア) オレンジリボン地域協力員全体研修会及び出前講座の実施

例年、10 月から 11 月にかけて、民生委員・児童委員の新任者及び未受講者、保育所、学校等の未受講職員などを含めて研修会を開催している。令和 5 年度は会場にて 3 回、オンライン

にて1回開催し、合計218名が参加した。

また、一般市民や民間企業の希望者を対象に出前講座形式での研修については、令和5年度は29回実施し1,262名が参加した。

(イ) 地下鉄車内広告の掲出

令和5年11月1日(水)から11月30日(木)まで、地下鉄全線全車両の車内までにステッカー広告を掲出した。

(ウ) 市民団体、札幌市による街頭啓発等

令和5年11月10日(金)にチ・カ・ホ(札幌駅前地下歩行広場)憩いの空間において国際ソロプチミストや札幌電気工事業協同組合青年部、札幌キワニスクラブ、札幌リバティライオンズクラブ等ボランティアらとともにオレンジリボン入りの啓発用ティッシュ等を配布した。

各区では、家庭児童相談室が中心となり、11月に啓発用ティッシュの配布等を実施した。

(エ) オレンジリボン講演会の開催

令和5年11月1日(水)にオンライン形式で開催し、当日は27名が参加。令和5年12月22日(金)まで講演会のアーカイブ配信を行い、視聴回数は347回。

(オ) 医師による子ども虐待対応のための説明会の開催

令和6年1月19日(金)、会場にて開催し、94名が参加した。

(カ) 職員のオレンジリボン着用推進

11月の児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に着用するよう、区役所等の職員に配布した。

(キ) 児童虐待防止パネル展の実施

令和5年10月31日(火)から11月9日(木)まで本庁舎1階ロビーにて、令和5年11月10日(金)にチ・カ・ホ(札幌駅前通地下広場)憩いの空間において、児童虐待防止を訴えるパネル展を実施した。

(ク) さっぽろテレビ塔のライトアップ

令和5年11月1日(水)、17時~20時にさっぽろテレビ塔をオレンジ色にライトアップした。

(ケ) 街頭大型ビジョン等を活用した相談機関の案内

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等の児童虐待に関する札幌市の相談窓口についてPRする動画を、チ・カ・ホ(札幌駅前通地下広場)やLEDビジョン(中央区北4条西20丁目)等において放映した。

(コ) 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

市内郵便局において「189」を周知するステッカーの掲出やオレンジリボン地域協力員活動への協力、NTT東日本北海道事業部の所有する車両への「189」を周知するステッカーの貼付、コンビニの市内一部店舗におけるチラシ等の配架など、民間企業と連携の上、児童虐待防止に向けた普及啓発を実施した。

5. 処遇の内容

種 別		内 容
面 接 指 導	助言指導	1 回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
	継続指導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問等の方法により、継続的に心理療法やカウンセリング等、専門的な指導を行うこと。
	他機関あっせん	当所で相談・指導を行うより、他の児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、教育相談所等の他機関に相談した方が良いケースを、該当機関に移管、あっせん、紹介すること。
児童福祉司指導		非行児や不登校児等で問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が、福祉事務所、児童委員その他関係機関と連携して、家庭や学校等を訪問し、環境整備を行うなど、専門的な指導を行うこと。
児童委員指導		非行・養護相談等において、問題が家庭環境にあり、比較的軽度のケースの指導を各地域の児童委員が行うこと。
児童家庭支援センター指導		地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等を行うこと。
訓戒・誓約		児童または保護者に注意を喚起することで、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、必要に応じて誓約書を提出させること。
児童福祉施設入所		家庭養護のできない児童や心身障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指定医療機関委託		厚生労働大臣の指定医療機関に、進行性筋萎縮症児・重症心身障がい児の療養を委託すること。
里親・ファミリーホーム委託		里親として登録された人または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、児童の養育を委託すること。
市町村送致 福祉事務所送致 （社会福祉主事又は知的障害者福祉司の指導を含む） 市町村長等報告・告知		児童及び妊産婦の福祉に関し情報提供や相談等を市町村長が行う必要がある場合、福祉事務所に配置される知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当である場合、保育の利用等が適当な場合に、それぞれ送致または報告・通知すること。
家庭裁判所送致		家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること。
その他		施設入所措置延長、迷児、指導打ち切り等、上記以外の処理によるもの。

6. 相談処理状況

表1 令和5年度相談種類別対応件数

(単位:件)

区分	対応件数（前年度の繰越分を含む）																	未対応件数（年度末現在）		前年度の繰越（再掲）				
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・家庭支援センター・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	法的障害福祉司又は通知（知事指導を含む）社会福祉主事指導を含む（再掲）	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム委託措置	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障がい児入所施設等への利用契約	その他	合計		施設入所待機（再掲）			
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	（裁判所による送致）（再掲）										施設入所待機（再掲）		
養護相談	3,073	724	0	150	1	12	1	1	8	1	112	0	0	0	71	19	0	0	223	4,396	0	11	0	0
児童虐待相談	1,961	309	0	140	1	4	1	1	7	1	75	0	0	0	38	10		0	68	2,616	0	11	0	0
その他の相談	1,112	415	0	10	0	8	0	0	1	0	37	0	0	0	33	9		0	155	1,780	0	0	0	0
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
障がい相談	2,295	7	0	0	0	0	0	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0	269	35	2,707	7	0	0	0
肢体不自由相談	22	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		239	5	268	1	0	0	0
視覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい相談	20	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		10	2	34	5	0	0	0
知的障がい相談	1,900	5	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0	0	0	0		20	11	2,028	1	0	0	0
発達障がい相談	353	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0		0	17	377	0	0	0	0
非行相談	48	28	3	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	16	105	0	0	0	0
ぐ犯行為等相談	29	18	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	7	62	0	0	0	0
触法行為等相談	19	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	9	43	0	0	0	0
育成相談	140	127	0	2	0	1	0	0	1	0	8	0	0	0	1	4	0	0	22	306	1	1	0	0
性格行動相談	121	120	0	1	0	0	0	0	1	0	8	0	0	0	1	4		0	17	273	1	1	0	0
不登校相談	13	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	2	22	0	0	0	0
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3	11	0	0	0	0
その他の相談	17	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1,012	1,033	0	0	0	0
合計	5,573	886	7	153	1	13	1	1	110	1	123	0	0	0	72	26	3	269	1,308	8,547	8	12	0	0

表2 年度別・区別対応件数

種別 年度及び区別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭・支援センター	市町村指導委託	市町村村送致	保健福祉部送致又は社会福祉（主）指導を含む（）	訓戒・誓約	児童福祉施設										指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム委託措置	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	面		他機関あつせん																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	助言指導	継続指導																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
											計	通所	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
乳児院	児童養護施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	児童心理治療施設	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

措置停止・措置中等の調査・診断・指導

(単位：件)

区分	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	22	1,566
指定医療機関 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設	0	0
里親	11	1,052

養護相談の理由別処理件数

(養護相談の理由)

(単位：件)

区分	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家族環境		その他	合計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	3	0	8	75	20	6	112
里親	0	3	0	9	38	17	4	71
面接指導	0	6	0	116	2,410	178	1,237	3,947
その他	0	2	0	6	104	23	142	277

(親権・後見人関係)

区分	法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	法第28条第2項 による措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求
請求件数	1	0	0	0
承認件数	1	0	0	0

区分	管理権喪失審判 取消しの請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判取 消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求
請求件数	0	0	0	0
承認件数	0	0	0	0

区分	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	1	0
承認件数	2	0

7. 家族支援事業

平成 18 年度から子育てに不安を抱えていたり、不適切な養育を行っている保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を行ってきた。令和 2 年度に、従来の保護者支援を見直して家族支援事業として整理した。本事業は児童の家族に家族支援プログラムを実施し適切な養育方法を習得できるよう支援することで、児童虐待の防止及び家族再統合を図ることを目的としている。令和 5 年度は、9 世帯 12 名に対して家族支援プログラムを実施した。

※ ペアレントトレーニング：子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図る。

家族支援プログラム実施数

	世帯数	実人数	実施回数
令和3年度	7世帯	9人	16回
令和4年度	10世帯	14人	18回
令和5年度	9世帯	12人	20回

8. メンタルフレンド事業 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

この事業は、平成３年４月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」の一つである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成９年７月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。

児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。児童の兄または姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」として概ね週1回派遣することとしている。

令和5年度実施状況

メンタルフレンド登録者数	派遣対象児童数	派遣回数
8 名	8 名	延べ 157 回
(内訳)		
北海道医療大学大学院 1 名		
北海道教育大学 2 名		
札幌学院大学 4 名		
天使大学 1 名		

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の具体的担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親委託はこの方向性に合致した処遇であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効な養育形態であると言われている。

札幌市の里親登録数は、令和５年度末で 452 組である。その内、委託里親数は 151 組で委託率では 33.4%である。また、里親等への委託児童数（後述のファミリーホームへの委託数を含む。）は令和５年度末で 284 人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は 441 人であり、措置に占める里親等委託率は 39.2%となっている。

国において平成21年4月の制度改正により、里親の種類の整理や里親手当の増額がなされ、「里親支援機関連事業」として里親制度の普及促進・里親委託の推進支援事業が総合的に実施されている。

また、札幌市の登録里親で組織している「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親間の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部受託のほか、研修事業（新規里親・合同）・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

さらに、平成 30 年度より、家庭養護の質の確保と里親委託の更なる拡大を図ることを目的に、札幌市里親トレーニング等事業を開始した。事業内容は毎年レベルアップしており、令和 4 年度からは、里親のリクルート、研修及び訪問支援等を包括的に実施する、札幌市フォスターリング事業及び札幌市乳幼児フォスターリング事業、札幌市障がい児フォスターリング事業として、市内三つの社会福祉法人へ委託している。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」事業が平成21年から開始されている。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和5年度末で本市内に16事業所が設置され、78人の児童が入所している。

表1 里親・里子の推移

年度区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録里親世帯数		262	301	330	411	452
	養育里親（専門里親兼務を除く）	193	224	249	320	352
	養育里親（専門里親兼務）	26	29	27	28	32
	養子縁組里親	32	37	42	50	55
	親族里親	11	11	12	13	13
委託里親世帯数（※）		119	130	135	140	151
	札幌児相からの里親委託	115	124	130	135	146
	他児相からの里親委託	6	8	5	8	7
委託児童数		168	173	186	194	206
	市内里親への委託	154	160	169	175	187
	市外里親への委託	14	13	17	19	19

表2 里子の委託・解除の推移

（単位：人）

年度区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規委託		57	58	70	61	72
	里 親	34	45	48	44	49
	ファミリーホーム	23	13	22	17	23
委託解除		43	50	52	38	53
	家庭復帰	13	11	11	12	20
	養子縁組	2	6	13	6	5
	満年齢	7	4	4	3	9
	就 職	5	3	4	3	3
	措置変更	10	19	19	9	12
	その他	6	7	1	5	4

Ⅱ 相談業務

表3 里親に委託されている児童の状況

(単位: 人)

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数												年度末現在委託児童数
					解 除								変 更				
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	合 計	帰 宅	保護の必要がなくなり	養子縁組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	その他	合 計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	
里親に委託された児童	19	26	4	49	12	5	8	0	0	0	4	29	4	4	0	8	206
ファミリーホームに委託された児童	4	15	4	23	8	0	1	0	0	3	0	12	1	3	0	4	78

(単位: 人)

区 分		年齢級別委託児童数					
		0 歳	1 ～ 6 歳	7 ～ 12 歳	13～15歳	16歳以上	合 計
里親に委託されている児童	男	4	34	35	17	13	103
	女	2	35	21	20	25	103
ファミリーホームに委託されている児童	男	1	8	15	12	5	41
	女	0	8	10	8	11	37

10. 児童家庭支援センター ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

児童家庭支援センターは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育てで不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）、なんそうえんこども家庭支援センター（中央区）の6か所がある。

夜間・休日における児童虐待通告等への初期調査業務について、令和2年度から継続して、興正こども家庭支援センター1か所に委託しており、令和5年度の委託件数は年間16件となった。令和6年度も引き続き興正こども家庭支援センター1か所に委託している。

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
相談援助 形態																	
興正こども家庭支援センター（平成12年4月設置）																	
電話相談	278	795	1,073	3	20	1	1	2	361	101	12	538	1,012	2	6	31	2,149
来所相談	61	190	251	0	8	0	0	0	95	81	1	108	285	0	3	7	554
訪問相談	61	62	123	0	9	0	0	0	147	16	2	84	249	0	0	2	383
心理療法等	6	84	90	0	2	0	0	0	44	1	0	49	94	0	0	0	186
メール相談	30	23	53	0	2	1	0	1	109	87	0	38	234	0	1	1	292
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	436	1,154	1,590	3	41	2	1	3	756	287	15	819	1,877	2	10	41	3,567
羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置）																	
電話相談	8	643	651	17	0	0	0	0	38	20	2	33	93	14	0	141	916
来所相談	0	131	131	7	0	0	0	0	6	1	0	7	14	0	0	0	152
訪問相談	0	0	0	7	0	0	0	0	1	1	0	5	7	0	0	0	14
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
メール相談	0	3	3	6	0	1	0	1	3	8	0	9	20	0	0	1	31
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	8	777	785	37	0	1	0	1	49	30	2	54	135	14	0	142	1,114
札幌南こども家庭支援センター（平成22年4月設置）																	
電話相談	10	397	407	0	0	0	0	0	85	25	1	46	157	3	0	16	583
来所相談	6	78	84	0	0	0	0	0	4	1	0	10	15	0	0	0	99
訪問相談	2	6	8	0	0	0	0	0	15	3	0	5	23	0	0	0	31
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	19	481	500	0	0	0	0	0	104	29	1	61	195	3	0	16	711

Ⅱ 相談業務

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年 1 月設置）																	
電話相談	3	800	803	34	1	0	0	0	13	19	5	181	218	2	0	29	1,087
来所相談	1	41	42	1	0	0	0	0	0	6	0	4	10	0	0	0	53
訪問相談	1	108	109	4	0	0	0	0	1	2	0	30	33	1	1	0	148
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
メール相談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	4
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小 計	5	953	958	39	1	0	0	0	17	27	5	218	267	3	1	29	1,298
はくよう児童家庭支援センター（令和 3 年 4 月設置）																	
電話相談	56	683	739	0	96	0	0	0	10	11	0	6	27	0	0	51	913
来所相談	5	10	15	0	4	0	0	0	1	15	0	1	17	0	0	6	42
訪問相談	1	38	39	0	51	0	0	0	10	4	0	10	24	0	0	20	134
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	9	9	0	21	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	25	56
手紙相談	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	62	742	804	0	172	0	0	0	21	31	0	17	69	0	0	103	1,148
なんそうえん児童家庭支援センター（令和 5 年 4 月設置）																	
電話相談	56	412	468	2	3	5	0	5	61	13	0	6	80	2	1	140	701
来所相談	1	73	74	1	1	1	0	1	55	2	0	6	63	0	1	32	173
訪問相談	9	14	23	1	0	0	0	0	19	5	0	1	25	0	1	17	67
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	79	0	0	1	80
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	66	499	565	4	4	6	0	6	215	20	0	13	248	2	3	191	1,023
合 計	596	4,606	5,202	83	218	9	1	10	1,162	424	23	1,182	2,791	24	14	522	8,864